

見本

※黄色網掛け部分が印字されていないものを作成。

通知書の種類によって、黄色網掛け部分の印字内容を変更し、発行する。

- ① 認定通知書 ② 額改定通知書 ③ 支給事由消滅通知書

年 月 日

京都市長

印

〇〇〇 〇〇〇 様

## 児童手当×××通知書

次のとおり児童手当について××しましたので通知します。

認 定 番 号	第 号
× × × ×	× × × ×
× × × ×	× × × ×
× × × ×	× × × ×

### 1 支払について

支払は、支払月の前月分までを、その月の10日から受給者名義の銀行口座に振り込みます。

### 2 消滅年月について

手当の支給は、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わります。

### 3 不服申立てについて

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都府知事に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都府知事の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（代表者京都市長）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都府知事に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都府知事の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

### 4 届出について

次の場合は、届出をしてください。

- (1) 住所、氏名を変更したとき。 (2) 出生・死亡等で児童数に変動があったとき。  
(3) 児童を養育しなくなったとき。 (4) 受給者が死亡したとき。  
(5) 受給者名義の銀行口座番号を変更したとき。

なお、届出がない場合においても、手当の受給資格の認定の取消し、又は、手当の額を減額することがあります。

◎ この通知書は、受給資格を証明するものですから、大切に保管してください。

【備 考】

※黄色網掛け部分が印字されていないものを作成。

通知書の種類によって、黄色網掛け部分の印字内容を変更し、発行する。

- ① 認定通知書 ② 額改定通知書 ③ 支給事由消滅通知書